

近世における遠江国掛川城主の実績を中心として

山田保男

一、「近世」とは、どの時代をいうか

近世という時代名称が、いつから用いられ始めたか、また古代・中世・近世・近代といつた時代区分が、いつのころから定着するようになつたかについては、あまり研究がすんでいないようである。思うにそれは、上世（あがれるよ）・中世（なかつよ）・近世（ちかきよ）という三段階、もしくは上古・中古・近古・近世という四段階に、歴史を区分したところから発生した名称であつて、そのいずれの場合にも、「近世」とは、今の語源からすれば「近代」ないし「現代」というのに近い意味をおびていたのである。いずれにしても、まだ江戸時代との親近感が失われなかつた明治時代のころまでは、それほど不自然な印象もなく用いられつづけたと思われる。

右のように江戸時代にかけて成立した「近世」の語は、その本来の意味内容が忘れられたまま、現代ではただ漠然と江戸時代ならびにそれに先行する安土桃山時代を指す時代名称として一般に用いられている。

しかし、安土桃山時代と江戸時代とを括した時代名称といえば、やはり「近世」以外に適当なものは思い浮かばない。

そこで問題は、この安土桃山時代と江戸時代とを一括して、それ以前の鎌倉・南北朝・室町時代・すなわち日本史上のいわゆる「中世」から、区別しなければならない理由が果してあるのか、ということになる。大局的には、封建社会であるとか、武家政治の時代であるといった点からすれば、共通点はみられ

ないこともないが、具体的な社会構造や政治的支配のあり方についてみると、いわゆる中世と近世とは性格上に大きな相違があつて、簡単に同一視することはできないようと思われる。要するに日本の歴史を、その実態に即して時代区分しようとすると限り、「近世」という特別な一時代を他から区別して設定するのが、最も適切と考えられるのであって、その点に日本の封建社会の特色、あるいは広くいって日本の歴史の特色が見出されるともいえる。

その意味では近世の範囲も、簡単には確定できないが、ふつうには政治権力の交替ないし変革を基準として時代を区分し、織田信長の中央進出（一五六八年＝永禄一一年）もしくは室町幕府の滅亡（一五七三年＝天正元年）の時点をもつて、近世の始まりとし、大政奉還ならびに王政復古（一八六七年＝慶應三年）の時点を、その終末とみるのが、常識的であるようと思われる。

（参考文献）

（1）尾藤正英「近世史序説」（岩波講座『日本歴史』9

，近世1 P.2～5）参照

（2）田原嗣郎「近世中期の政治思想と国家意識」（岩波講座『日本歴史』11・近世3 P.298～329）参照

（3）井上清『日本の歴史』（岩波新書 上 P.236～286）
参照

二、「封建制」の段階規定について

内藤湖南は、「応仁の乱に就て」⁽¹⁾の中、「大体今日の日本を知る為に日本の歴史を研究するには、古代の歴史を研究する必要は殆どありません」。応仁の乱以後の歴史を知つて居つたら、それで沢山です。それ以前のことは外国の歴史と同じ位にしか感じられませぬ」と述べている。
もちろん、応仁の乱以前の歴史が不必要であると言つてはいる

のではありません。それ以前のことを知らなくては、応仁の乱

についても、それ以後についても正しく知ることができないと
思います。その点はともかくとして、応仁の乱にはじまる戦国
時代以降の歴史が、近代日本の歴史に断絶なく接続していると
いう認識は、重要であって、そこに湖南のすぐれた見識が示さ
れている。近代の日本社会にみられるさまざまな事象は、近世
か、せいぜい応仁の乱の時期まで遡れば、その源流を見出すこ
とができるとするのである。

これに対して、応仁の乱以前となると、「外国の歴史」ほど
ではなくとも、理解にかなり困難な点があつて、近世や近代の
状況をもとに類進すると、かえつて大きな誤りを犯すことが多い。
中学校や高校での歴史教育に際し、「莊園」について生徒に
理解させることはむつかしい。莊官とか地頭とかの具体的なイ
メージを描いてみると、大名や代官や、あるいは村役人な
どに比べて、はるかに難しい。

近世という時代は、このように親近感を抱かせやすいから、
これを学問的に認識することも容易であるかのように思いがち
だが、必ずしもそうではない。

応仁の乱に始まる戦国時代は、広い意味では中世から近世へ
の過渡期とみることができる。

一九五〇年前後からの研究動向を大観してみると、まず近世
という時代を、封建制の成立と発展の過程の上で、どの段階に
位置づけるべきかということが大きな問題となり、そこからさ
まざまな問題が派生してきている。

この場合の「封建」とは、中国古代に存在した封建制度では
なく、西欧の中世社会を特色づける封建制度を指していること
は、改めて説明するまでもない。

現在の中学校や高校の教科書では、「発達した封建社会」と
か、「封建社会の完成」といった標題のもとに、近世の歴史が
記述されている場合が多く、近世が封建制の時代であるといふ
武土という身分が古代末期に成立して以後、兵と農とは既に身

のは、ほんと事実であるとされている。

日本の近世社会の様相に、西欧の封建社会のそれと類似した
点のあることは、一六世紀以来、日本に渡來したヨーロッパ人
らによつて知られており、その種の報告にもとづいて、「日本
はその土地所有の純粹に封建的な組織と、その發達した小農民
経営とをもつて」²⁾、西欧の中世すなわち封建制社会の姿を再現
してみせている、との主旨を述べている。

「東洋」という一つの世界が存在するわけではないと力説し
たのは、津田左右吉であるが、同じような意味で「アジア的」
という概念も安易に使用すべきものではないと思われる。日本
の歴史に見出される特徴が、そのままアジアの諸地域に共通の
特徴であるとは限らないのであるから、私たちは何よりもまず
その日本的な特徴を正確に認識するところに努力を指向しなけ
ればならない。少なくとも近世という時代は、そのような意識
的な努力を欠いては、客観的な認識を達成することは困難な時
代であるといえよう。

参考文献

- (1) 内藤湖南「応仁の乱に就て」(『日本文化史研究』
下・P.64・講談社学術文庫7)
(2) マルクス「資本論」(河出書房・第一巻・第二四章
注・P.564)
(3) 尾藤正英「近世史序説」(岩波講座『日本歴史』9
・近世1・P.5-12) 参照

三、兵農分離の問題について

兵農分離という語は、多様な意味に解釈することが可能であ
る。兵農一致の対立語としてみれば、純然たる農兵制以外の社
会制度は、すべて兵農分離の状態であつて、軍事を専門とする
武士という身分が古代末期に成立して以後、兵と農とは既に身

分的に分離されていいたと考えられる。このような意味での兵農

分離は、もとより日本に特有の現象ではなく、ヨーロッパの封建社会などにもみられるものである。これに対しもつと狭い意味で、近世の日本において武士がすべて城下町に集住させられており、その個々の武士は農民に対し直接の支配関係をもたないか、あるいはもっていても、その権限は極度に制約されている。といった状況を指して、兵農分離とよぶことができる。

このような意味での兵農分離は、封建社会としてはきわめて異例な現象というべく、その点で日本の近世における封建制の特質を解明するための鍵が、まさにこの兵農分離にあるとも考えられている。この意味での兵農分離は、主として豊臣政権のもとで制度化されるが、その方向への動きは既に戦国大名のもとで見出され、また最終的にはほぼ寛文・延宝期（一六六一～八〇）に完成を見る。中世から近世への移行は、兵農分離の体制が完成されてゆく過程でもある。

とくにこの過程で重要なのは、中世から近世への過渡期に発生した土一揆や一向一揆などの反権力闘争が、兵農未分離の状況にある農村をその社会基盤としていた、とみられる点である。広い意味で「下剋上」とよばれるこの反権力闘争のエネルギーは、その後に兵農分離が進行する過程で、どこへ収束されていったか。この下剋上の運動の中で主導的な役割を果した国人や地侍などとよばれる在村の小領主的な武士たちの多くが、この過程で武士に編成されていったという意味では、近世の武士団が下剋上の運動を組織化したものであるなどといわれることがあるのにも、一理がある。しかしその組織化された武士団は、民衆という根から分離された結果として、本来の下剋上のエネルギーを失い、かえって民衆を抑圧する暴力装置としての役割を果すものに転化している。

「兵」としての武士団が形成されていく過程は、他方に「農」としての農民の共同体が成立する過程でもあった。

（参考文献）

- （1）深谷克己「百姓一揆」（岩波講座『日本歴史』11・近世3 P101～133）参照
- （2）井上清「日本の歴史」（岩波新書・中・P2720）
- （3）尾藤正英「近世史序説」（岩波講座『日本歴史』9・近世1 P12～17）参照
- （4）藤木久志「統一政権」（岩波講座『日本歴史』9・近世1・P34～53）参照

四、「近世前」の遠江をめぐる情勢について

文治元年（一一八五年）、源頼朝泰請して國に守護を置き、莊園に地頭を置きて、その実權を收めしより、政権全く武門に移る。その年、安田三郎安定、遠江の守護に任せられ、寿永二年兼ねて遠江守に任せられる。建久年代（一一九〇年～一一九年、建久九年）の中頃、足利義兼これに代はる。

正治二年（一二〇〇年）、北條時政、遠江守に任せられたが、國に就むかず、建武中（一三三四～一三五五年、一二年）に足利直義を以て守護とする。直義、成良親王を奉じて、鎌倉に鎮し國に就くに至らず、延元（一三三六年、元年～一三三九年、四年）年代に宗良親王、井伊谷城に據り本州を経略する。井伊道政心を傾けてこれを輔け、興国元年（一二四〇年）城陷ち、親王越後におちのびる。

足利尊氏は、今川範国を以て駿河・遠江の守護（初代）となし駿河に居をかまえる。範国は、遠江をその子貞世（遠江二代）に傳へ守護たらしめる。応安（元年、一三六八年～二年、一三六九年）中に貞世を九州探題にして、その弟、仲秋（遠江三代）に遠江の守護を領す。

その後駿河今川氏の泰範（遠江四）が引き継ぐ。⁽¹⁾

※今川氏による遠江駿河の守護は、次の如くである。

今川範国(駿河一・遠江一) 範氏(駿河二)

(一三八四年(90)没) (一三五五年駿河国守護となる) (一四二〇年没)

仲秋(遠江三)

氏家(駿河三)

(一四〇九年没)

泰範(遠江四・駿河五) 範政(駿河六) 範忠(駿河七) 義忠(駿河八)

氏親(駿河九・遠江十三) 氏輝(駿河十・遠江十四)

(一四一才四七年一月没)

義元(駿河十一・遠江十五) 氏真(駿河十二・遠江十六)

(一四一才四七年一月没)

（）の数字は歴代を示す。

応永十六年(一四〇九年)今川泰範の死後、駿河はその子範政に、遠江は応仁の乱の功により尾張の守護斯波義重(一四一〇年)に与えられた。後年遠江をめぐっての今川斯波の争いはここに由来する。遠江は守護代として甲斐氏がいたが、勢力なく諸豪族割拠の状態で応仁の乱を迎える。

斯波氏による遠江の守護は次の如くである。

※斯波高経 義持(遠江五) 義淳(遠江六) 義豊

(一四〇八年没) 義郷(遠江七) 義健(遠江八)

義種(遠江九) 松王丸(遠江十) 義銳 義廉(遠江十一)

(一四〇八年没) 義達(遠江十二)

(義廉は将軍の命により渋川氏の出であるが斯波氏をつぐ)

応永十七年・将軍義持、斯波義重を遠江の守護となる。今川氏堀越の館に移り、尚東遠を領有する。斯波氏、本州を経略して西遠を領地する。このころ州内の豪族斯波、今川両家に分属して争奪戦をくりかえすも決着つかず。(3)

為憲(※藤原維幾の子、遠江権守木工助)の子孫にあたる原師清が遠江国佐野郡原之庄を食邑とし、原氏を称し原氏の原祖となる。為憲の五世を原權守という。ここに原氏の系譜を

整理して、この時代の流れをさぐつておく。

初代・原師清——為憲の子孫

二代・清仲——遠江権守(相良二郎)

三代・清行四郎政孝

○鎌倉武鑑、駿国雜誌に、「清行が兄弟に、久能四郎宗仲、橋爪四郎維次あり、何れも武勇の人なり。」

四代・清益三郎

○平家物語「三草勢ぞろへの事」のうちに「原の三郎清益」とあり、その他にも見える。

○建久一〇年乙未三月一三日没し、長福寺中興(長福寺殿時安玄宗大禪定門)として祀った。

五代・忠安小六郎右兵衛

六代・範忠弥三郎

七代・忠泰左衛門尉

八代・忠益小三郎(南朝方)

○殿谷に住み細谷郷地頭職(元徳三年十二月十五日)

○原田庄雜掌直瑜と争つた

○鎌倉幕府の裁許のこと等——東寺文書に明らか。

九代・忠清左衛門尉(南朝方)

○この頃、長福寺の鐘の献上の説あり、俚俗には、種々に言伝えて現在に至っている。

十代・忠政 下総守

○応永二十四年(一四一七年)丁酉正月金沢合戦に戰死した。

十一代・忠頼左衛門尉

○永享十一年(一四三九年)三月鎌倉合戦に京勢に加わり戦功があり、本領安堵その他受賞。

十二代・頼景 遠江守

○この頃、今川の兵が遠州に入り、長福寺は兵火にかかった。頼景は長福寺の再興につとめた。

○明応三年（一四九四年）八月、住僧は惠珊長老で円通院の松堂高盛和尚に託したことも寺記にありと掛川誌稿は記している。

この頃、掛川には三十六人中の一人鶴見因幡守（一四二〇年頃・初代掛川城主）が南西郷の領主として中西（城西）に居を構えていた。栄寿父子三代五十余年にわたって住む（初代栄寿、二代？・三代永寿）。三代目永寿は、応仁年代に榛原郡の質侶（志都呂・志戸呂）の横岡に移り、城跡が残っている。⁽⁴⁾ 二氏を討つて國府の城を圍み城を攻め落す。文明七年（一四五五年）義忠、横地・勝間田二氏を討つてこれに克ち、帰陣せんとし、壚買坂に戦死す。子氏親幼にして家を嗣ぐ、時に今川貞世の孫今川一秀、本州見付の城に在り、ここより駿河に移り氏親の後見になる。⁽⁵⁾

遠江国守護一覽（『日本史辞典』による）⁽⁶⁾

建武三（一三三六年）—暦応一（一三三八年）今川範国
暦応二（一三三九年）—康永二（一三四三年）仁木義長

貞和二（一三四六年）—

貞和三（一三四七年）—貞和五（一三四九年）高師泰

貞和五（一三四九年）—

今川範国

觀応二（一三五一年）—

仁木義長

觀応三（一三五二年）—至徳一（一三八三年）今川範国

至徳一（一三八三年）—嘉慶二（一三八七年）今川貞世

応永四（一三九七年）—応永六（一三九九年）今川仲秋

応永七（一四〇〇年）—応永八（一四〇一年）今川泰範

応永十二（一四〇五年）—応永十四（一四〇七年）斯波義重

応永十四（一四〇七年）—応永二十（一四一三年）今川泰範
応永二十六（一四一九年）—永享五（一四三三年）斯波義淳
永享五（一四三三年）—永享八（一四三六年）斯波義郷
永享八（一四三六年）—享徳一（一四五二年）斯波義健
享徳一（一四五二年）—寛正一（一四六〇年）斯波義敏
寛正一（一四六〇年）—寛正二（一四六一年）斯波松王丸
寛正二（一四六一年）—文正一（一四六六年）斯波義廉
文正一（一四六六年）—文正一（一四六六年）斯波義敏
延徳三（一四九一年）—文亀一（一五〇一年）斯波義廉
永正五（一五〇八年）—大永六（一五二六年）今川氏親
大永六（一五二六年）—天文五（一五三六年）今川氏輝
天文五（一五三六年）—永禄三（一五六〇年）今川義元
掛川城の築城年代については判明しがたい面があるが、「小笠郡誌」（名著出版）によると、「明応中（元年、一四九二年）明応九、一五〇〇年）氏親其臣朝比奈備中守泰熙に命じ、掛川に新城を築かしめ泰熙をして之を守らしむ。氏親父義忠の遺志を継ぎ専ら本州を経略す。」⁽⁷⁾ とある。しかし、「掛川市誌」（昭和四十三年刊）には、「・・・文明初年（一四六九年）と言つて、朝比奈備中守藤原泰熙当國のことを承う。資料叢書遠江は、明応文亀（明応一・一四九二年）と文亀三・一五〇三年）の頃と言つて、朝比奈備中守藤原泰熙当國のことを承り、初て此山を見たて城を築き、本城に井戸（戸）を掘りしが、終に水にほりあたる。麓の川の底と同じ。此城を



繞て大なる川有り、仍て掛川といふにや。」とあり、唯惜しむらくは築城の年紀を欠いている。けれども又永正元年（一五〇四年）九月十一日今川氏親武州へ進発、十三日朝比奈備中守、福島左衛門尉駿遠両国軍勢遂日出陣すと言ふことも見えるから、永正元年には泰熙は既に掛川に在つて、明応文亀の間に築いたものであろう。又俚俗の口碑に、永正十年（一五一三年）城を築き、八月二十日上棟したと伝えている。永正九年十二月泰熙が死亡したことから考へれば、翌春泰能襲職の後修理したことと誤り伝えたものであろう。⁽⁸⁾ となつてゐる。したがつて、この二誌を比べてみると『郡誌』の方だと明応年間の「一四九一」（一五〇〇年）の九年の間に築城されたことになり、『市誌』の方だと文明元年（一四六九年）の九年と明応文亀年間の一四九二（一五〇三年）の十二年の間に築城されたことになつてゐる。この三つの考え方の内、義忠の死（一四七六年）後の明応文亀年間の後半の氏親の代に築城されたものであろう。

ここで朝比奈備中守泰熙（掛川城主四代目・一四七二年（一五一二年）の業績であるが、掛川城の築城と氏親の命により、永正七年（一五〇一年）斯波氏が遠江奪還に動き出し、同九年には、三河吉良氏の将、大河内備中守貞綱が尾張守護斯波義達と

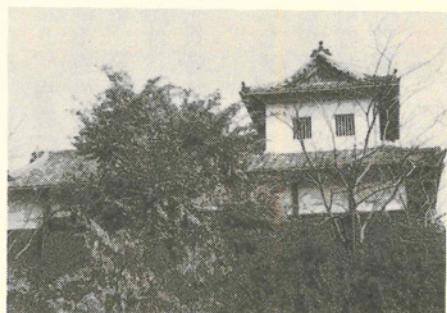
ともに遠州引馬城（浜松市）によつて付近を侵略したので、これを討つた。⁽⁹⁾

五代目掛川城主・朝比奈備中守泰能は、永正十年幼くして職をつぎ叔父右京亮泰以が補佐しながら、先代泰熙の築城した城を修築した。弘治三年（一五五七年）八月三十日卒した。⁽¹⁰⁾

六代目掛川城主・朝比奈備中守泰朝は、弘治三年職をつぎ、氏親卒し氏輝早世し（天文五年（一五三六・三・一七）二十四才）没す——義元が繼いで立ち、駿・遠・参を領有す。永禄三年（一五六〇年）義元（四十二才）……織田信長と戦つて桶峠間に戦死す（一五六〇年五月十九日）。其子、氏真不肖にして国人が離叛し、永禄十一年（一五六八年）武田信玄襲つて駿河を取る。氏真出奔して掛川の城に入る（一五六八年十二月十三日）。城將・朝比奈泰朝奉じて守備を敵にする。徳川家康、掛川城を圍む、城抜けず。翌永禄十二年（一五六九年）家康・氏真を諭して和を議す（一五六九年三月八日）。氏真同年五月二十三日泰朝とともに城を家康に渡して出て相模に移り、北條氏にすがる。今川氏亡ぶ。今川氏十一代二百余年、本州を領有したが是に至つて其祀絶ゆ、と『小笠郡誌』にあり⁽¹¹⁾ 氏輝の死後義元が繼いで桶峠間に戦死し、氏真が掛川城を家康に開け渡すまでの年代（十二年間）を泰朝は掛川城主をつとめたことになる。

参考文献

- (1) 「小笠郡誌」（名著出版）P 38
- (2) 「掛川市誌」P 100 ~ 101
- (3) 「小笠郡誌」（名著出版）P 39
- (4) 「掛川市誌」P 95 ~ 96
- (5) 「小笠郡誌」P 39
- (6) 小和田哲男・本田隆成著『静岡県の歴史』II 中世編 II P 149
- (7) 「小笠郡誌」P 39



(8) 「掛川市誌」P 96 ~ 97

(9) 小和田哲男・本多隆成著「静岡県の歴史」II 中世編
II P 185 ~ 186

(10) 「掛川市誌」P 135

一定の文化的水準を前提とした成立した社会であつたと言える。また、こうした文化水準なり文化環境にあつた百姓たちは、視点を変えれば、物を考え、言わせれば物も言う百姓たちであったのである。(1)

(二) 近世初期の三代にわたる徳川方掛川城主

※(5) の義忠の生涯であるが、「市誌」は二十八才にて死亡となつてゐるが(P 105)、前掲「静岡県の歴史」だと四十一才死亡となつてゐる(P 152)。本拙筆は、後者の方に従つた。ちなみに義忠は一四三六年(一四七三年)遠州掛川荘の代官職(前掲「静岡県の歴史」P 151)

(11) 「小笠郡誌」P 39 ~ 40

五、近世の掛川城主とその歴史的背景について

(一) 領主や百姓の文化水準の高さ

幕藩体制社会は、領主と百姓という基本的階層関係によつて成立した社会である。その中で領主の存在であるとか百姓の存在形態などは、十分に理解されてきている。しかし、領主は一樣には説明しきれない多様性があつたり、百姓にも同様の多様性がある。例えば幕藩体制社会における百姓の存在形態、とりわけ文化的な存在形態はどうであつたか。幕藩体制が成立すると、領主は支配する領内の村々に「年貢割付状」を発した。また、それにより年貢收取が完了すると「年貢皆済目録」を発してその支配を貫徹していく。

この時に知られる村役人とか百姓たちは、そうした「年貢割付状」や「年貢皆済目録」を読むことができる百姓たちであつたし、また年貢収納の過程で個々の百姓がどのような年貢量を負担するかなど、明らかに加減乗除の計算能力を持つた百姓たちを見出すことができるのであつた。

この事は、換言すれば幕藩体制社会は、そうした百姓たちの

正十二年(一五八四年)に四十七才で、家督を子の康通(九代城主)に譲つた。

しかし家康系の家臣は後に関東一円に移封され、石川康通も上総成戸(鳴渡)へ二万石が与えられて去つた。この時、天正十八年(一五九〇年)である。

この年の六月二十八日秀吉武藏国江戸を家康の城地と定める。そして七月十三日秀吉関東八国を家康に付与する。八月一日家康江戸城に入城する。

この間、徳川氏の家臣が掛川城主を務めたのは、永禄十二年の酒井氏から石川康通の関東移封までの天正十八年まで実に二十一年間である。(2)

石川家成は、天文三年三河国西野に生る。のち東照宮につかへたてまつり、父清兼死するののち、仰によりて遺跡を継、永禄元年はじめて三河国寺部をせめたまふのとき先鋒にすすむ。三年尾張国棒山の城ぜめに、家成仰をうけたまはりて、軍を三部に分ち、酒井左衛門尉忠次とともに諸軍を指揮す。のち石瀬合戦及び長沢城ぜめのときも、先鋒に列す。六年三河国一向専

修の門徒蜂起す。家成が一族等彼門徒たるにより、おほく一揆に興すといえども、家成は宗旨をあらため岡崎に参りてしばしば軍忠をはげます。これにより一族等も志をあらため御摩下に至るもの多し。この時、東三河は今川に属せしかば、家成山中の砦を守りて敵と対陣す。其後一宮の後詰、御油下地の戦にも、したがいたてまつる。十二年氏真がこもれる掛川城をせめたまふにも、先隊となりて急にせめうち、ついにこれを抜。氏真和を乞てひきしりぞく。よりて掛川城を家成にたまふ。このとき御摩下の士加藤新五左衛門某、同新七郎某、同三七郎正安、成瀬惣一郎某、渡辺甚平次某等を附属せらる。これよりさき三河一国の士を一手に分たれ、酒井忠次をよび家成を旗頭とし、西三河の諸士は家成、東三河は忠次これを指揮するのところ、家成この城をたまはりて住するにより、旗頭は姪伯耆守數正に譲り、家成は一手役の将となる。元亀元年織田右府（信長）比叡山をかこみせむるのとき、仰によりて、酒井忠次とともに援兵として近江国にいたり、佐々木承楨（六角義賢）と日々相戦ふ。三年十月武田信玄みづから遠江国に出張せしかば、武田家に志を通ずるもの多し。掛川に近き香具阿の城主も志を変ずるにより、家成掛川より夜討して曉にいたり、ついに其首将を討取城をせめおとす。十二月三方原の役には、家成掛川城を守るがゆへに陣にのぞまず。従士等逸して戦をまつ。天正元年正月、武田が兵を討むとて、東三河に御進発あり。家成従士を率ゐてしたがいたてまつり、隊伍をとのへて甲軍にしめす。敵これを見、去年の敗績に、三河の將士再びいきおいをふるわじとおもいしに、今なお其軍伍の盛むなるをみる。かの兵はみだりにからむすべからずと、いいあへりしとなり。八年家を男康通に譲りて致仕す。⁽³⁾と『寛政重修諸家譜』にあり、家康の命により掛川城を居城として特に三河国遠江国の一にまたがつて活躍した。

（三）掛川に豊臣秀吉の家臣・・・山内一豊
天正十八年（一五九〇年）七月以降、駿遠豆の三国は出て行く人、入つて来る人でごつた返すのであるが、家康とその将士らが関東に移ると、代わつて駿河と遠江の両国には豊臣秀吉の家臣が入つて來た。すなわち浜松城に堀尾吉晴（十一万二千石）、掛川城に山内一豊（五万一千石）、横須賀城に渡瀬詮繁（十三万石、間もなく有馬豊氏に代わる）それに駿府へ入つた中村一氏（十四万五千石）らであった。

家康の領地となつた伊豆、さらには秀吉系の武将による支配を受けることになつた駿河、遠江は、それぞれの大名による直接的支配を受ける村々、あるいはまた家康や秀吉らの代官による支配を受ける村々が現れてくる。これらの人々による支配がどのようなものであつたか詳細を知ることは出来ないが、そうした状況の中で注目されるのは、中村一氏や山内一豊らがともに領内耕地の量的拡大を企図しているらしいことである。⁽⁴⁾ 山内一豊（十代城主）は、天正十八年（一五九〇年）から慶長五年（一六〇〇年）までの十一年間掛川城主にあつた豊臣方の家臣で、近江長浜（二万石）から秀吉の腹臣として掛川城主に封ぜられた。領地は、遠江国佐野榛原で五万石、伊勢国領地等で一万石計六万石の大名となつた。後に関ヶ原の戦（一六〇〇年）の戦功により土佐二十万二六〇石の國主として高知城に移つた。掛川に入つた山内一豊は、領国經營に関心を寄せ、新田開発に積極的に取組んでいた。⁽⁵⁾また一豊は掛川城を本格的な近世城郭に改めた。又城下町を整備した。一豊は安土姫路大阪などの各城の築城に加わり、多くの城の構造をみ、城大工や石垣師をはじめ、城普請については相当な知識を持っていたと考えられる。その経験を生かし掛川城を築城。同時に城下の町割も行い、町の造成を築城事業の一部と考えていたと思われる。一豊の入城する前の掛川城の規模は小さい。城の修理と拡張を大々的に行い近世城郭として整えた。⁽⁶⁾

また一豊は掛川は初めて大名に取り立てられたところで、よほど思い出の地であったのだろう。新しい封地土佐に入封すると間もなく、自らが尊崇し続けた掛川城の北にある竜尾神社へ山内一豊の子康豊の産土神を創建し、土佐藩の守護神とした。だから駿河・遠江の文化や風俗はこれら大名の移動によって広域的に拡散していった。⁽⁷⁾

(四) 関ヶ原合戦と諸大名の動向

慶長三年（一五九八年）八月、病床にあつた豊臣秀吉は、子秀頼の将来に不安を抱き、徳川家康ら五大老に懇々と後事に託し、また五奉行にも忠誠を誓わせるなどしたが、なお募る不安の中で六十三才の生涯を閉じた。その生存中にあつては武将間に反目や対立があつても、それが破局的に爆発することはなかつた。しかし秀吉がこの世を去ると、その反目や対立はにわかに顯在化していった。対立の頂点は武断派（領国派ともいう）の第一人者徳川家康と文治派（統制派ともいう）の代表石田三成とであつた。秀吉亡き後の武将間の思惑も絡んで、石田三成は一時家康の保護を求めたこともある。しかし両者が同盟し結託する契機とはなり得なかつた。秀吉亡き後の家康は、何と言つても反徳川勢力の芽を可能な限り摘みとることにあつた。

慶長五年六月、家康が会津の上杉征伐を企てて軍を起こして自ら会津に向つたのはそれであつた。この上杉征伐には明確な意図もあつた。もし石田が家康を本気で除くことを考えているとするならば、上杉征伐に発つた虚を突いて挙兵するかも知れないという計算もあつての行動であつた。予定どおり石田三成は家康の挑発に乗つてきた。

反家康勢力の中心は三成であつた。しかし三成には諸大名の反感も少なからずあつたから、大谷吉繼は、三成が前面に立つことをやめさせ、毛利輝元、宇喜多秀家らを前面に立て対決すべきであると勧めた。そうした陣容を整え、慶長五年七月十七

日前田玄以、増田長盛、長束正家ら三奉行の連署で「違背十三カ条」と題した詰問状を家康に突き付けた。

上杉征伐に出発した家康は、このような石田陣営の動きに対応するため軍議を開き、引き返して東海道、中山道を西に向けて出発した。両陣

営は美濃関ヶ原において決戦をするのであつた。慶長五年九月十五日の事である。

家康と三成の関ヶ原決戦が、天下分け目の合戦として家康軍が圧勝したことは周知のことである。なぜ

家康が圧勝したのか。その一つは家康の武将たちの期待感であつた。つまり家康が三河・遠江・駿河・甲斐・信濃の五ヶ国支配から関東の支配に移された時、それまで五ヶ国に住む家康の部将たちも関東に移されたが、部将たちにとつてはそれによって恵まれた条件が与えられたわけではなかつた。だから三成との戦いでもし勝利することができるならば、より豊かで恵まれた条件が与えられるであろうと精一杯戦い、勝利を勝ち取つたのだといえる。

ともあれ、こうした関ヶ原合戦に臨み駿河や遠江に関わりのあつた武将たちが、人それぞれに活躍したのも興味のあることであつた。関ヶ原合戦に圧勝した家康は、自分に加勢協力した家臣に対して論功行賞を実施すると共に、秀吉系の家



臣で、関ヶ原合戦には家康側に寄つた行動をとりつつあつた者にも、しかるべき論功行賞を行つた。⁽⁸⁾

(五) 再び徳川氏の配下に入つた遠江国

慶長五年（一六〇〇年）関ヶ原の合戦が終わると、遠江国の秀吉系の堀尾、山内、有馬の各大名は米子・土佐・福知山などに転封され、代わって浜松に松平忠頼（五万石）、掛川に松平定勝（三万石）、横須賀に大須賀忠政・重勝（二万六千石）、久能に松下重綱（一万六千石）らの大名たちが配置されるとともに、これら大名領に属さない村々は一括して天領に編入されたらしい。⁽⁹⁾

掛川城主松平隱岐守定勝（十一代城主・慶長六年・一六〇一年～慶長十二年・一六〇七年）は、童名長福三郎四郎、隱岐守、従五位下、従四位下、左少将、母は水野右衛門大夫忠政が女傳通院御方（家康生母）。永禄三年尾張国智多郡阿古居に生る。天正十二年六月十六日尾張国蟹江城を攻められた時、先登して御感を受ける。天正十八年九月十日下總国香取郡小南において、采地三千石を給わり、かつ伊東庄右衛門定政を附属せられた。慶長六年二月小南をあらためられ、加増あつて遠江国掛川城を与えられ、三万石を領し、五月十一日従五位下隱岐守に叙任せられた。十月東照宮伏見より関東に御下向の時、居城を訪ねて白銀綿等若干を賜わつた。七年紀伊大納言頼宣生誕の時、定勝が童名を譲り賜うむね東照宮のおおせを受ける。この時傳通院の御方の御遺品を賜い、御小袖は今もなお残つてゐる。

十年九月東照宮（家康）京都よりの帰途、また掛川城に寄り、定勝に会い「汝の男子も成長した。島津家浅野家が、汝と親類になろうと請うてゐるから、嫡男河内守定行がために島津家久の養女をめどり、又二男越中守定綱は浅野長政の女と婚儀をむすぶ様に」すすめた。十二年四月二十九日台徳院の仰せをうけたまわり、伏見城代となつた。この時五万石の地を賜わり掛川領地三万石は嫡子定行に賜わつた。定勝駿府に行き恩遇を受けたことを謝したてまつる。家康は、伏見は天下枢要の地であるから若し不慮の事があつたから汝は固く城を守つて怠つてはいけない。又掛川は休養の処であるから定行並に一家の人達を置く。」といい。この時御服御鎧及び朱の采幣青具柄の鎧二本十文字の鎧を拝賜し、かつ伏見の近郷にして鷹場を賜う。十三年十一月家康御入洛のとき、定勝が領地をあらためられ、伏見のほとりにして、材木柴薪にたよりあるの地一万石、近江国滋賀高嶋二郡のうちにおいて、自由の地四万石を賜わり。十九年大阪御陣のとき、伏見城にあつて敵兵河内和泉等へ往来の道路を断つた。元和元年の役には、二条城を守る。同六月十九日従四位下に昇る。寛永元年（一六二四年）三月十四日桑名にて没す。年六十九才。⁽¹⁰⁾（※定勝の三人の子供の内の二人定行・定綱には定友（定吉）という兄がいた。この兄の伝説が、掛川城の周辺に伝えられている。その内容は、慶長八年家康が京都からの帰途掛川の定勝のところに立ち寄つた。家康が休息していたところに突然一羽の鷺が飛んで来た。定友は鷺を見るとさつそく家康はこれを見て定友を賞めるどころか、厳しくその行為を戒めた。理由は、武将たる者が公衆の面前で事をするとき、成功すればともかく失敗でもすればたいへんな笑いものになる。だから血気にはやつて、そんなことをすべきでないというのが趣旨であつた。この戒を聞いた定友は、家康は自分を領主となる器ではないと断定をしたのではないかと思ひ込み、とうとう自殺をしてしまつた。生前の定友をしたつて殉死する者も多かつたと言われ、それらを合わせて「遠江塚」をつくつた。掛川城下の真如寺には定友の追善供養塔がある。ともあれ、家康の領主としての帝王学である。）⁽¹¹⁾

松平河内守定行（十二代城主・慶長十二年・一六〇七年～元和三年・一六一七年）初定重、千松、後刑部、河内守、隠岐

守、従五位下、従四位下、侍従号は勝山、母は奥平六郎左衛門貞昌二男久兵衛貞女の女である。天正十五年（一五八七年）三河国西郡に生まれる。家康のことばにより広忠の幼名千松をして童名とした。慶長六年十月家康が掛川城に来た時初めて謁仕えた。慶長十二年四月二十九日父定勝が伏見の城代に補せられたのにより掛川城をたまわって三万石を領した。同年十一月家康が遠江国中泉で放鷹した時掛川城に入り、白銀綿を賜わった。十九年大阪の陣の時諸勢にさきがけ京都に入り父と共に伏見を守り、元和元年（一六一五年）夏の役に父定勝は二条城を守り定行は伏見城を守った。元和三年父定勝に従い桑名城に移った。その後、侍従になり、伊予国松山城に移って十五万石を領した。万治八年（一六五八年）十月十九日松山にて没す。時に八十二才。⁽¹²⁾

安藤帶刀直次（十三代城主・元和三年・一六一七年～元和五年・一六一九年）元和三年二月掛川城を賜わった。直次は駿遠二州の大守徳川頼宣の家老である。直次は幼い時より家康に近侍し元亀元年六月二十八日姉川合戦に従い、浅井長政の兵數十騎が大寄山より乗り下り、織田右府の本陣をうかがわんとするを見て、機を逸せず大久保忠隣と同じく速かに馳せ参じて、これを討ち首級を得た。更に両軍が接戦するに及んで又首級一つを得た。天正二年四月遠江国乾山家に一揆が起つて勝坂に集つた。家康が随雲に出陣した時雨が数日ぶり、俄に洪水となつて糧道が通ぜず、時に直次は携えた兵糧を献じて、己が軍の空腹もかえり見なかつた。三年五月二十一日長篠の役に供奉し軍功があつた。天正十二年長久手の戦に功あり、天正十九年五月十七日加恩あり、天正十九年大阪の役に頼宣に従つて功勞があり、元和三年頼宣は台徳院の意向により直次を遠江国掛川城主とし、一万石を加え、二万石余を領した。寛永十二年五月十三日没す。⁽¹³⁾

天正十九年大阪の役の時、大大名に昇進したばかりの頼宣は整つた軍事組織が整備されているはずがなかつた。こんな時、頼宣の付家老となつていた直次は、北遠地方で当時なお残る兵農未分離の郷村組織に働きかけ、それを動員することによつて当面の体裁をつくろうとした。⁽¹⁴⁾

（参考文献）

- （1）若林淳之著「静岡県の歴史」近世編P 10～11
（2）掛川市教委著「郷土の開発に尽した人々」
（第一集）・江戸時代編P 5 ◎「掛川市誌」P 1264～1265
◎「掛川市誌」P 111 ◎「日本史年表」（河出書房新社刊）P 240～241

- （3）「新訂・寛政重修諸家譜」第三P 3
（4）前掲「静岡県の歴史」近世編P 18～19
（5）前掲「静岡県の歴史」近世編P 20
（6）市村昭子著「掛川史跡散歩」P 22
（7）前掲「静岡県の歴史」近世編P 26～27
（8）前掲「静岡県の歴史」近世編P 23～26
（9）前掲「静岡県の歴史」近世編P 35
（10）「新訂・寛政重修諸家譜」第三卷P 291～292
（11）前掲「静岡県の歴史」近世編P 127～128
（12）「新訂・寛政重修家譜」第三卷P 292～293
（13）「新訂・寛政重修諸家譜」

（14）前掲「静岡県の歴史」近世編P 36

※掛川城主の実績ということで書きはじめたが序説に紙数をとられてしまい太田氏にまでは程遠いところでおわつてしまつた。この続きを後日、機会をみて書いてみたい。お待ちいたいたセントーの方々に感謝したい。